

令和3年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第5回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和3年12月9日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年12月 定例会
(第5回)

第2回継続会

本会議 会議録

令和3年12月9日

水 卷 町 議 会

令和3年 第5回水巻町議会定例会第2回継続会 会議録

令和3年 12月 9日

午前 10時 00分開議

議 長（白石雄二）

出席 14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回水巻町議会定例会第2回継続会を開きます。

日程第1 議案第31号

議 長（白石雄二）

日程第1、議案第31号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい、町長。

町 長（美浦喜明）

議案第31号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第6号）について。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯について、0歳から18歳までの子供達に1人当たり5万円の現金を迅速に支給する「子育て世帯への臨時特別先行給付金」にかかる経費を計上し、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2750万円を追加いたしまして、111億2850万円としております。

歳出予算につきましては、民生費に、「子育て世帯への臨時特別先行給付金」2億2500万円とそれにかかる事務費250万円を計上しています。

歳入予算につきましては、国庫支出金2億2750万円を増額しています。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

この5万円の子供への給付金ですけれども、今、世間をにぎわしておるところでございます。

そして3月末までに、あと5万円を追加で支給するということですが、その支給について、クーポンでということ、大変な手数料がかかるということが、今、問題になっているところなんです。

そういう状況の中でですね、水巻町は今回、先に5万円を先行して給付するということなんですけれども、今後のことの、次の5万円のことについてですね、自治体の考えを聞きながら

というような、昨日国会での総理の答弁もありました。その辺についてどのような、執行部の中でですね、議論がされたのか。また町民の声とかですね、何か意見が上がってきているのか、状況について説明いただきたいと思います。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

昨日、岸田総理が、国会で答弁されておりましたが、町といたしましてはですね、取りあえず12月に、今これを通していただければ、12月24日に、子供たちのところに振り込みたいというふうに考えております。

あと5万に関してはですね、議会の意見も聞きながら、また、今言われるように、多くの方の意見を聞きながら、まだ執行部としては、クーポン券にするとか、やはり現金にするとか、そういうことはまだ決定はしておりませんし、今から内部で協議をし、そして国の動向、それから町長会もありますので、そこら辺のほうの動向を見ながらですね、最終的に3月にお願いしたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

3月までにまた補正予算等がですね、出されるんだろうと思うんですけども、その際に、やはり大きな国の税金の使い方の問題も1点ございますし、あと町民としてですね、子育て世帯にとって本当にありがたい、役に立つという方法でなければならないと思うんですね。

クーポンっていうのは、ある程度使い道が決められてきますので、それがいいのかどうかということに関してですね、やはり町民の皆さんの御意見、たくさんあると思うんです。

たくさん、都会で多くの商店があるようなところではですね、いろんな使い道もあるんだろうと思うんですけども、町内でどうなのかなというような不安も私も考えたりしますので、十分町民の意見を聞いていただくのと、また議会での議論を深めながら、決めていただくという姿勢、で、よろしいんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

基本的にはそういうことです。

議長（白石雄二）

ほかにありませんか。質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第 31 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）については、文厚産建委員会に付託いたします。

日程第 2 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第 2、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、公明党。はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

14 番、水ノ江です。公明党を代表して、冒頭質問を行います。

初めに、水巻町高齢者福祉施策について。

コロナ禍で社会的孤立や生活困窮に陥る人が増加し、深刻な問題となっています。総務省は 2021 年 9 月 19 日「敬老の日」に合わせて 65 歳以上の高齢者の推計人口を発表しました。それによると、高齢者は前年より 22 万人増加して 3640 万人となり、総人口に占める割合は 29.1% で過去最高となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、高齢者のいる世帯では三世帯世帯は減少し、高齢者単独世帯は 2040 年には全体の 40% に増加することが見込まれています。

そこで、地域の特性に応じた高齢者の見守りシステムや、地域内での新たな居場所作り、介護、医療等の取組等、高齢者福祉施策が重要になってきます。

そこでお尋ねいたします。

- （1）本町における 65 歳以上の高齢者数及び高齢化率の推移をお伺いいたします。
- （2）本町では地域の中における高齢者の情報共有の仕組み作りを推進するため「あんしん情報名簿」を作成中と思いますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。
- （3）本町では徘徊高齢者等探索サービス事業として GPS 端末機を導入されていますが、現在の利用実績をお伺いいたします。
- （4）2025 年には団塊の世代が後期高齢者に達すると言われていますが、高齢者に対する福祉施策のなかで、特に重点的にスピード感をもって推進していこうという事項はありますか。

次に、「町の行政デジタル化」について。

2021 年 5 月、デジタル改革関連 6 法が国会で成立し、9 月 1 日にデジタル庁が発足しました。政府はデジタル化推進の司令塔と位置付け、行政の効率化やサービス向上につながるデジタル改革を進めます。また、2020 年 7 月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の中の「決済インフラの見直し及びキャッシュレスの環境整備」において、2025 年 6 月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とする事を目指しています。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防としてオンライン決済を含めた非接触によるキャッシュレス決済への社会的関心が高まっています。国内のキャッシュレス決済利用者数はスマートフォン等の普及により年々増加しています。

そこで、水巻町の行政デジタル化の進展状況についてお伺いいたします。

(1) 水巻町も今年4月から町県民税を含む町税及び保育料等がスマートフォン決済アプリでできるようになりました。行政デジタル化の住民サービスの一つと考えますが、現時点での利用状況と今後の利用範囲の拡大についてお伺いします。

(2) 新型コロナウイルスの感染防止対策のみならず、町民の利便性やサービス向上の観点及び業務の効率化等により、住民課の窓口における住民票の写しや各種証明書の手数料支払いをクレジットカードや電子マネー、スマートフォンの2次元コードなどのキャッシュレス決済を導入すべきと考えますが、町の見解をお伺いします。

(3) まちの公共施設やスポーツ施設の利用料についても、窓口のキャッシュレス決済の導入の重要性はますます高まりつつあります。町を考えをお伺いします。

(4) コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新たなマイナポイント制度が2021年11月19日に閣議決定されました。デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント、1人当たり最大2万円相当を付与するものです。水巻町のマイナンバーカード取得者の現状及びマイナポイント制度の周知はどうなっていますか。

最後に、「情報格差解消の取組」について

社会のデジタル化が進み、個人にあってもその機器を使いこなせるか否かでデジタル社会の恩恵を受けられるかどうか大きく差が出てきます。身近なデジタル機器の代表として、スマートフォン（スマホ）は今や生活必需品となっています。遠賀川の水害情報の映像配信や、マイナンバーカードの登録とスマホを使ったマイナポータル開設による様々な特典などは、まさにスマホを使いこなす人だけが受けることができる恩恵と言えるのではないのでしょうか。

また、スマホによるキャッシュレス決済は、コロナ禍における感染防止の観点からも、非常に有効であると言われている、「非接触型決済」のツールとして、利用者が増加しています。

そんな社会情勢の中で、総務省事業アドバイザーである中央大学の安念潤司教授は、「外出に困難を抱える高齢者ほど、食料品の注文やオンライン診療などにも使えるスマホの需要は高い」と指摘しています。

一般的に高齢者はデジタル機器に不得手と言われているますが、NTTドコモのモバイル社会研究所によると、現在、60代のスマホ保有率は80%、70代では62%に達しているとの報告があり、また、2022年3月から順次、従来型の携帯電話、いわゆる「ガラケー」がなくなるとも発表されていることから、一層スマホへの移行が進むと思われます。

しかしながら、高齢者のスマホ保有率が伸びている中で、「スマホを購入したものの、全く使いこなせずにいる」との高齢者からの声が寄せられています。

今後一層デジタル化社会が進む中で、この情報格差（デジタルディバイド）を埋めるための取組が大変重要であると考えますが、町としてどのような施策を考えておられるのか、お聞きいたします。以上でございます。

議 長（白石雄二）

町長。答弁。

町 長（美浦喜明）

初めに、水巻町高齢者福祉施策について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、本町における65歳以上の高齢者数及び高齢化率の推移について、のお尋ねですが、本町の令和3年9月末の総人口は2万7893人で、令和2年9月末の2万8030人と比較し、137人減少しています。

しかし、65歳以上の高齢者数では、令和3年9月末が9,237人で、令和2年9月末の9,194人と比較すると、43人増加している状況です。

また、高齢化率を比較すると、令和3年9月末が33.1%で、令和2年9月末の32.8%から、0.3ポイント上昇しています。

これらの数値は、3月に策定された第9期水巻町高齢者福祉計画の推計と比較すると、予想より総人口の減少幅が縮小しているため、高齢化率については推計より緩やかな上昇となっている状況です。

次に2点目の、「あんしん情報名簿」作成の進捗状況について、のお尋ねですが、あんしん情報名簿の整備事業は、あんしん情報キット配布事業または要援護者台帳に既に登録のある方と、新たに定義した避難行動要支援者に該当している方1,588人に対して、令和3年1月下旬に郵送にて登録の勧奨を行いました。その後、期限までに返送がなかった方に対して、民生委員や高齢者支援センターの協力を得て、訪問による登録の勧奨を行い、申請されたものについては全て登録が終わっており、11月末現在の登録者数は1,015人となっています。

今後は、新たに避難行動要支援者の定義に該当した方に、定期的に高齢者支援センターの訪問などにより登録の勧奨を行うとともに、現在の登録者についても、1年に1回程度、登録内容の更新を行っていきたいと考えています。

次に3点目の、徘徊高齢者等探索サービス事業のGPS端末機の利用実績について、のお尋ねですが、GPS端末機の現在の利用実績としては、障がい者の方1名が利用されています。高齢者については、平成27年度を最後に、利用者がいない状況です。

GPS端末機については、毎月の利用者負担等が発生することや、利用者に端末機を持たせることが難しいこともあり、相談はあるものの利用に繋がっていないのが現状です。

そのため、今年度から新たに、衣類や靴に貼るステッカーの配付サービスを追加して、探索機能を充実させることで、より利用しやすいサービスの提供を図っているところです。

今後も、警察署が行う「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」や、福岡県が行う「防災メールまもるくん事業」と合わせて、十分な周知を行うとともに、認知症高齢者御本人と御家族の安全・安心のため、サービス利用の勧奨に努めてまいります。

最後に4点目の、高齢者に対する福祉施策の中で、特に重点的にスピード感をもって推進していこうという事項はありますか、とのお尋ねですが、第9期高齢者福祉計画においては、基本施策3の中の「見守り・支え合い体制の仕組みづくりの推進」を最重要項目として位置づけ、特に重点的に取り組んでいる事業が、2点目のお尋ねにありました「あんしん情報名簿の整備事業」でございます。

この名簿に登録された方は、何らかの見守りや支援が必要な方で、地域の見守り活動に関与

する関係機関に対し、情報提供することに同意をされている方です。この情報提供により、見守り活動を行っている団体もスムーズに活動を行うことができると期待しています。

また、本町にとっても、緊急連絡先や、かかりつけ医の情報等を把握することで、有事の際に迅速に連絡・連携を取ることができます。以上のことから、今後も継続して行っていくべき重要な事業として、取組を推進してまいります。

次に、「町の行政デジタル化」について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、スマートフォン決済アプリの現時点での利用状況と今後の利用範囲の拡大について、のお尋ねですが、本町では、昨年7月に水巻町キャッシュレス決済導入プロジェクトチームを立ち上げ、国によるキャッシュレス決済の推進や新型コロナ対策のための非接触決済の手段として、キャッシュレス決済による町税等の納付について検討を行ってまいりました。

キャッシュレス決済は、特に若年層において、利用の手軽さからスマートフォンを活用した「電子決済システム」が広く浸透し、将来的には幅広い年齢層への普及が見込まれるため、住民の利便性向上を図る事業として、「スマートフォン決済」の導入を行っております。

また、本町では納税・納付方式の多様性と利便性向上に努めており、今回導入した「スマートフォン決済」においては、町税・各種料金の対象を拡大し、町税は法人町民税を除く全ての税目としたほか、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、駐車場使用料、保育料など4税目・7料金科目で利用可能となっております。

「スマートフォン決済」の利用状況についてですが、本年4月から運用を開始していますので、令和3年度の利用実績として、4月1日から10月末までのスマートフォン決済の収納件数と収納額、収納全体に占める割合を回答させていただきます。なお、今回の利用実績につきましては、現年度分、過年度分、督促料、延滞金の全てを含めた件数及び収納額とし、収納全体に占める割合は件数ベースとしております。

町税につきましては、町県民税の普通徴収分が利用件数524件、収納額は1157万200円で全体に占める割合は5.4%、軽自動車税は利用件数720件、収納額は557万2100円で全体に占める割合は6.3%、固定資産税は利用件数1,146件、収納額は1999万1556円で全体に占める割合は4.7%、最後に国民健康保険税は利用件数616件、収納額は845万4800円で全体に占める割合は3.0%となっております。

次に、料金科目についてですが、保育関連が利用件数69件、収納額は160万7250円で全体に占める割合は4.7%、町営住宅使用料は利用件数20件、収納額は37万300円で全体に占める割合は0.2%、駐車場使用料は利用件数31件、収納額は7万6200円で全体に占める割合は0.5%、児童クラブ保育料は利用件数57件、収納額は31万8100円で全体に占める割合は2.3%、最後に後期高齢者医療保険料は利用件数26件、収納額は31万3020円で全体に占める割合は0.6%となっております。

今後の方針についてですが、スマートフォン決済については、定着するまでの間は「コンビニ収納」の利用者と重なるものの、徐々に利用率が向上していくものと考えていますので、広報紙やホームページで周知するとともに、引き続き拡充を検討してまいります。

次に2点目の、窓口における各種証明書の手数料支払いでのキャッシュレス決済導入について、のお尋ねですが、国は、令和7年6月までにキャッシュレス決済比率倍増を目標に掲げ、

キャッシュレス推進に関する施策を行っており、中でもスマートフォン等を用いたQRコード決済は、その低廉な手数料等から事業者にとって導入が容易であり、厚生労働省が推奨する「新しい生活様式」における感染拡大防止施策の一つとしても注目を集めています。

総務省では、このQRコードの規格を統一し、1枚のステッカーで複数の決済サービスに対応した、統一QR「JPQR」を普及する事業を実施し、昨年6月から本格運用をしております。

このJPQRは、一度の申し込みで複数の国内決済サービスと同時契約ができ、手続きの事務負担が軽減されるほか、窓口に置くQRコードステッカーは1種類のみで対応できるため、多様な決済サービスを小さなスペースで導入できるなどのメリットがあります。

一方で、取り組むべき課題として、入金から決済手数料を差し引いた金額が翌日以降に振り込まれるため、施設・窓口においては日々の締め処理、及び入金時に手数料の調定額との突合が必要となるなど、会計処理に係る事務負担の増加が懸念されます。導入費用等については、国のキャッシュレス普及推進活動の一環のため、JPQRそのものの導入費・維持費は無料となっていますが、各決済サービスの手数料の負担は必要となってきます。

窓口での証明書発行手数料のキャッシュレス化は、決済方法を住民の方が自由に選べるようになるため、利便性の向上に繋がるものと考えています。今後は先進自治体の情報収集や総務省の導入説明会などに参加し、会計処理の課題解決や手数料の財政負担の在り方を含め、JPQRコード決済についての検討を進めていく予定でございます。

次に3点目の、まちの公共施設やスポーツ施設の利用料へのキャッシュレス決済導入について、のお尋ねですが、令和2年7月の臨時議会で御審議いただきました、公共施設予約システム更新委託事業では、導入から10年以上が経過している施設予約システムの改修を実施いたしました。また、パソコンやスマートフォンなどからの閲覧への対応や、町民体育館、武道館の予約を追加でシステム化することを併せてバージョンアップし、令和3年9月から稼働しております。

このシステム改修により、キャッシュレス決済を使用できる機能を追加しておりますが、実際に使用する場合は、初期設定費用が必要となってまいります。

スポーツ施設・文化施設ともに団体で使用している方が多く、個人の電子マネーを使用することや、施設の利用者からの要望がないこと。また、公共施設のため、多くの方に利用していただけるよう使用料を低く設定しており、その使用料を支払うために、キャッシュレスに係る取扱手数料を現在の町税の納付と同じ条件にすると、1件当たり税抜きで57円を支払わなければならないこと。更に施設予約システム使用料が年間40万円程度増額になることと伺っており、導入するにあたりましては、このような経費を含めた問題点を考慮する必要があります。

先ほども答弁いたしました、JPQRコード決済の導入も含めて、今後、検討したいと考えております。

最後に4点目の、水巻町のマイナンバーカード取得者の現状及びマイナポイント制度の周知について、のお尋ねですが、令和3年11月14日現在の本町のマイナンバーカード交付数は、1万890枚で、交付率は38.9%となっております。11月19日に閣議決定されました新たなマイナポイント制度につきましては、現在のところ、国からの正式な通知は届いておりませんので、

住民の方からお問い合わせがあっても回答ができかねる状態です。

対象者の条件やその手順など、国から制度内容の詳細な通知が届きましたら、広報紙やホームページで周知を図り、マイナンバーカード取得やマイナポイント制度利用のサポートができるよう取り組んでまいります。

最後に、情報格差解消の取組について、の御質問にお答えします。

情報格差を埋めるための取組について、町はどのような施策を考えていますか、とのお尋ねですが、デジタル技術は、今や多くの分野における課題解決のために必要で、重要なツールとなっています。サービスの効率化や質の向上を図るとともに、災害や緊急時にも必要な情報にアクセスしやすくなるなど、必要な情報を、より幅広い分野に提供することが可能になるといった効果も期待されているところです。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、インターネットを活用した各種サービスの需要も高まっております。本町においてもその活用は重要であると考えており、スマートフォン等を使用したキャッシュレス決済の導入等のデジタル化への取組を進めているところでございます。

また、今年3月のホームページのリニューアルや9月に実施した施設予約システムのバージョンアップの際に、スマートフォンからでも快適に利用していただけるよう、デザインやメニュー構成の見直しを行っております。

御質問にあります、デジタルディバイドとは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことで、様々な要因により発生するとされており、国のデジタル庁の発足をはじめ、今後は行政手続のオンライン化など更なるICT化が進んでいくと考えられますが、その中で情報通信技術を使える方と、使うことが難しい方との間で、様々な格差が生まれることが大きな課題とされております。

特に、高齢者は一般的に若年層などと比べて、インターネットの利用機会が少なく、デジタル社会の恩恵を十分に享受できないことが懸念されています。令和3年1月22日に内閣府広報室より公表されました「情報通信機器の利活用に関する世論調査」では、スマートフォンやタブレットの使用に関して、利用している方が77.8%となっていますが、年齢区分別では年齢層が上がるにつれて利用率は減少しています。また、総務省の通信利用動向調査によりますと、インターネット利用時に不安を感じている割合は、30代以上の全ての年齢層で70%を超えている実態が明らかになっています。

このような状況を踏まえ、今後は高齢者世代の情報格差を生まないための取組が重要となります。国から発表された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」のビジョンにおいても、人に優しいデジタル化を目指すことが示されました。

具体的な取組として、国では令和3年度、高齢者等に対して実際に端末を操作しながら行う、オンラインでの行政手続や民間サービスの利用方法等に関する説明会・相談会を、全国1,000か所以上で実施する予定とのことでございます。

本町としましても、情報格差の解消に向けた取組として、防災や福祉の観点からも、希望される高齢者の皆様にスマートフォンなどの機器を活用していただくため、その導入方法や使い方をサポートする機会を設けるなど支援策を研究していきたいと考えています。

現在、具体的な事業計画はございませんが、サービスを提供する通信事業者が、高齢者向け

のスマートフォン等の開発を進め、それらの普及を図っていることもございますので、デジタル活用の専門知識がある民間事業者等と連携した、身近な場所でのスマートフォン講座などについて、インターネット利用時の危険性も含め、他自治体の事例等を参考にしながら検討を行ってまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。

私からは、水巻町高齢者福祉施策について、3 点ほど再質問させていただきます。

まず 1 点目、現在、徘徊高齢者等探索サービス事業の G P S 端末機を使用している高齢者はいないとのことですが、実際に徘徊事案が発生した場合の搜索方法を教えてください。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

徘徊事案が発生した場合、まず御家族から警察に通報していただくのが第 1 番の手順となっております。

警察では通報を受けて、徘徊 S O S ネットワークサービスを活用して、役場、近隣の J R の駅、それからタクシー会社などですね、関係機関に、ファクスなどを活用して、徘徊事案が発生した連絡を、入れていただくことになっております。

で、その連絡が役場にまず入りましたら、役場としましては、防災メールまもるくんを活用して、情報発信を速やかに行いまして、受信した方に可能な範囲で搜索をお願いしているところでございます。

認知症高齢者の場合、電車などに乗って遠方に行かれる場合がありますので、通報が早ければ早いほど、そういった対応が早くなるので、発見が早くなる可能性が高くなっているということになっております。

町としましては、徘徊の恐れがあるか、御家族の方に関しましては、警察で行っている S O S ネットワークサービスと、町の防災メールまもるくんでの情報発信の申請を、事前に行っていただくようなことをお願いをしております。

徘徊事案が起きた場合でも、今後地域の皆さんで見守っていただけるような体制づくりを今後も構築してまいりたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

今の答弁でまず、警察に、徘徊事案が起こった場合ですね、まず警察に連絡する。また、常日頃から地域で見守っていける体制づくりが、重要となっていきます。

行政として体制づくりを構築していくと答弁がありました。よろしくお願ひいたします。

2 点目、重点的な取組として、安心情報名簿の整備を挙げられていますが、現在登録が完了した方の名簿は、どのように活用されていますかお尋ねします。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

はい、お答えいたします。

まず、緊急時に迅速に対応するために、公的機関としまして、遠賀郡消防本部と折尾警察署に今回、整備した安心情報名簿の情報を提供しております。

また、地域における平常時の見守り活動とか、有事の際の支援活動に活用していただくために、地域に設置してある福祉会、または自主防災組織を有する自治会に限らせていただいておりますけども、本年7月から、安心情報名簿を、区の申請に基づきまして、現在、情報を提供させていただいております。今日現在申請いただいている自治会につきましては7地区、情報提供を行っているという状況になっております。

今回このあんしん情報名簿を自治会に提供することによって、平常時の見守り活動を行っている福祉会を設置してある自治会におきましては、民生委員の方と福祉課が、共通の名簿を持つこととなりますので、そういった連携が深まったのではないかとというふうに考えております。

また、今後、見守り活動を行っているほかの団体として、高齢者福祉センターとか、老人クラブ等、そういった見守り活動を行う団体との連携方法についても、見守りネットワーク協議会、本町が設置しております見守りネットワーク協議会の中で、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

現在、安心情報名簿は、自治会7地区に名簿の提供を行っているとのことですが、水巻町の自治会は、31区あります。

緊急時に迅速に対応できる名簿の提供ができるよう、自治会の自主防災組織立ち上げ等、行政のサポートをお願いいたします。

最後に、地域で高齢者を支えていくためには、関係機関の連携が必要だと思われていますが、中でも、町内に3か所ある高齢者支援センターの役割が重要と考えますが、高齢者支援センターが行っている業務、役割はどのようなものですか、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

お答えいたします。

高齢者支援センターは、本町福祉課に設置してあります地域包括支援センターの支所として、介護福祉医療の専門知識を持った職員が、24時間年中無休の体制で高齢者の様々な相談を無料で受付を行っております。

主な業務としましては、福祉サービスなどの手続ができない高齢者宅を訪問して代行申請を行ったり、高齢者のみの世帯をですね、訪問を行って状況を確認する中で、介護保険サービスとか、町の福祉サービスにつなげていただいたりとか、またはサービスにつなげるまでに至らなくても、定期的な訪問が必要だという判断したものについては、見守りの訪問を定期的に行っているような、業務を行っております。

そのほかにも、3センターとも、地区割りをしていますので、その地区の担当地区の民生委員の方と連携をしながら同行訪問を行ったりとか、交流会を実施する中で、知識を深めるような情報共有を行っているところでございます。

また、センターの職員につきましては、見守りネットワーク協議会、本町が設置しています見守りネットワーク協議会の委員を行っておりますので、そういった高齢者とか、地域の声をその協議会に届けてもらう重要な役割を担っているところでございます。

議 長（白石雄二）

はい、久保田議員。

13 番（久保田賢治）

水巻町の高齢者福祉施策について質問させていただきましたが、これからも少子高齢化は進んでいくと思われていますので、高齢者福祉施策を着実に遂行していただくことをお願いいたします。私からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

私からは、町の行政デジタル化についての再質問をさせていただきます。

スマートフォン決済、町税ですね、及び、利用料ですね、各種料金の税金等がですね、スマ

ートフォン決済されるということで、4月からスタートをしているということでもあります。

答弁の中でパーセントを上げていただきました。

まだ1年間たってないというところではあるかと思えますけれども、やはり最高でも、6%を超えるところではあるんですけれども、やはりこのデジタル化を含めてですね、やはり皆さんの意識というのが、特に若い方を中心にですね、広がっていつている状況ではないかなというふうに思われます。

そうした中でですね、運用のですね、スマートフォン決済の構築に向けて、昨年からですね、チームを立ち上げてということでもありますけれども、その中で、要するに、構築に要した費用についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

スマートフォン決済の導入につきましては、総合行政システムの改修を行っております。改修の内容と費用についてでございますが、既存のコンビニ収納の機能に、スマートフォン決済用のデータレコードというものを追加するシステム改修を行っております。こちらの改修費用が、13万2000円というふうになっております。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、今回のスマートフォン決済の導入にあわせてまして、コンビニ収納にも対応するためのシステム改修を行っておりますので、こちらの改修費用は、89万7600円となっております。

これら二つのシステム改修費用の合計額となります102万9600円が、スマートフォン決済の導入費用というふうになっております。

なお、今回のシステム改修につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用しておりますので、町単費の財政負担は発生しておりません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

状況がわかりましたけれども、福岡県内ですね、この自治体、この中でですね、スマートフォン決済のですね、導入をされているところはあるかと思えます。

現実的に導入実績がですね、分かるのであれば、教えてください。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。

県内の導入実績についてでございますが、北九州市、福岡市の政令市と、久留米市などを除きます県下 49 市町村を対象としました、令和 2 年度の調査によりますと、郡内では岡垣町、そのほかといたしまして、大野城市、うきは市、糸島市、宮若市、粕屋町、苅田町、篠栗町、志免町、宇美町の 10 自治体というふうになっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

はい、ありがとうございます。

スマートフォン決済でありますけれども、答弁の中にもありますとおりですね、引き続き拡充を検討してまいりますということで答弁があります。

今後ですね、このスマートフォン決済に追加するですね、町税であったり、各種料金等ですね、考えがあるかどうかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今年度導入いたしましたこのスマートフォン決済でございますけれども、導入に当たりましては、答弁にもございました職員でのプロジェクトチームを、結成をいたしまして、その内容や方法について、検討した結果、町税につきましては、法人町民税を除く、全ての税目となっております、また後期高齢者医療保険料や、町営住宅使用料などの、4 税目、7 料金科目で利用可能というふうになっております。

この町税の中でも、法人町民税につきましては、スマートフォン決済の利用の限度額の問題でありますとか、コンビニ収納の関係で、未導入というふうにはなっておりますけれども、国の e L T A X（エルタックス）というものを使えば、パソコンやスマホからも電子納付が可能というふうになっております。

今後につきましては、新しい項目の追加等につきましても、システムの改修経費や、それから町民の方のニーズ等を踏まえながら、慎重に検討する中で、導入の検討も行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

2 点目のですね、再質問をいたします。

役場窓口でのですね、1 年間、証明書発行等ですね、件数及びですね、手数料に関して、歳入額についてお伺いをいたします

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

年間の手数料の歳入額についてでございますが、令和 2 年度の手数料の歳入額というふうになります。住民課の関係となります住民票や戸籍謄抄本、印鑑登録証明など、15 の証明で、収入額は 927 万 5000 円。

また税務課の関係となります所得証明や、納税証明など、13 の証明で、収入額は 96 万 2800 円となっております。

そのほかといたしましては、建設課の道路証明や、町営住宅係の自動車保管場所使用承諾証明など合わせまして、収入額は 3 万 1500 円となっております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

はい分かりました。ありがとうございます。

答弁の中にですね、J P Q R の QR コードステッカーにはですね、多様な決済サービスが導入できるということであります。

決済内容についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

J P Q R についてなんですけども、J P Q R といいますのは、先ほども答弁でもありましたとおり、いろいろとあります決済 QR コードを 1 枚のステッカーで読み取れるようにいたしま

した、統一のQRコード規格というふうになっております。

こちらにつきましては、今年の10月の27日時点で、「LINE Pay」など含めまして、16の国内の大手決済サービスで対応しております。また今、そのほか二つの決済サービスにつきましても、対応時期の調整中ということでございます。

以上でございます。

議長（白石雄二）

水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

それですね、やっぱり、JPQR導入費、維持費がですね、答弁の中でありましたが、無料とのことでありますけれども、実際このJPQR決済事務の手数料に関してですね、負担があるということでございますが、どれぐらいですね、負担額があるのかどうかということと、あと、普及状況についてどうなっているのか、お尋ねをいたします。

議長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まず、JPQRの事務手数料についてでございますが、JPQRでは決済サービスごとに先ほど16ほど今あると申し上げましたが、掲載サービスごとに、手数料も異なっておりまして、高いものと3.5%、逆に低いものでは1.5%というふうになっておりまして、利用される方の選択される決済サービスによりまして、変わってくるようになります。

それから、普及状況についてでございますが、QRコード決済自体は、2018年から1年間で、利用件数は約16倍に拡大をし、使える店舗の増加に伴いまして、利用者の数も増加しており、昨年度は月で約1,800の方が利用し、この1年間で11倍ほどになっているということです。

その中で、JPQRの普及状況につきましては、2019年度に総務省が、福岡県を含む5県で実証的に先行導入を行っておりまして、この5県で約1万2000店舗がJPQRを今、導入しているという状況でございます。

以上です。

議長（白石雄二）

水ノ江議員。

14番（水ノ江晴敏）

このJPQR決済でありますけれども、今、現時点でよろしいんですけども、この自治体決済をですね、導入している自治体等がですね、数が分かればですね、お知らせいただきたいと

いうふうに思います。

それとこの自治体にですね、J P Q R 決済がですね、導入するに当たってのメリットもですね、お伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

総務省では J P Q R の普及事業に取り組んでおりまして、昨年度は、全国 47 都道府県で説明会を開催しております。

全国の自治体における J P Q R 導入自治体数につきましては、ちょっと把握している部分では、24 自治体、83 か所、となっております。また、多くの自治体で導入が検討されているというふうに伺っております。

それから、自治体が導入する際のメリットについてなんですけれども、答弁にもありましたように、住民の方が用料等をお支払いするときの選択肢が増えるというところでの利便性の向上ということはもちろんなんですけれども、新しい生活様式における感染症対策というものにも有効でありますし、また、小さなステッカー 1 枚で、様々な決済サービスに対応できますので、例えば町の行政が、地区とか、お祭りとか、イベント等を開催するときにも、いろんな機械等を設置することなく、その場でキャッシュレス決済が対応できるというところもメリットというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。3 点目にですね、再質問をさせていただきます。

答弁の中にですね、公共施設予約システム改修でですね、キャッシュレス決済の機能が追加されたということで、答弁がありました。

この中でですね、初期設定費用が必要ということで、答弁されております。

一応、どれぐらいのですね、ものを考えられているのかということでお伺いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

実際にキャッシュレス決済機能を使用できるように設定する場合の初期設定費用というのを一応業者に確認しましたら、クレジット決済またはコンビニ収納のどちらかをキャッシュレス対応した場合の概算で、110万円程度かかりますと。あとは答弁にもありましたように、システム使用料が年間40万円程度の増額になるものというふうにお伺いしております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

県内でですね、この文化施設数であったり、スポーツ施設においてですね、キャッシュレス決済の導入の状況が分かれば教えてください。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

生涯学習課長（高祖 睦）

ちょっと調べましたけども、福岡県を初め福岡市、あと北九州市も順次、キャッシュレス決済を、文化施設やスポーツ施設にも広げておまして、あとキャッシュレスの種類についても、一応、今後拡充していくようでございます。

そういった導入実績や、キャッシュレス決済などの使用率など、また、当町でも情報収集しながら、財布を持たずに施設利用できる利便性等を踏まえまして、今後国が進める、先ほど答弁もありました統一 J P Q R の導入に向けて調査し、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

最後になります。

4番目に再質問ですけども、マイナンバーカード交付数がですね、答弁の中で1万890枚ということでもありますけども、カード取得者のですね、年代別がもし分かればですね、お伺いをいたします。

それと、また新たなですね、マイナポイントのですね事業が、年を明ければですね、2022年になればですね、マイナンバーのカードの申請もですね、増えてくるのではないかというふうに予想されるということも考えられます。

その時のですね、町の対応についてお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

御質問にお答えいたします。

本町のマイナンバーカード取得者の年代別の人数については、今のところ集計されておられませんので、ちょっと分かりかねますけれども、総務省が公表している年齢別の交付枚数の資料によりますと、60代から70代前半の人口に対する交付枚数率というのが45%を超えていて、ほかの年代よりも高いという状況ですので、当町でも、同じような傾向にあるのではないかと推測されます。

それから、新たなマイナポイント事業につきましては、答弁にもありますとおり、正式な通知がまだ届いておりませんので、はっきりとは言えないのですが、これまでと同様に、国の補助が続くのであれば、住民系の窓口でのマイナンバーカード、マイナポイント制度のお手伝いサービスを継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

14 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。

マイナンバーカードに関してですね、交付率は、県内においてはですね、行橋市が55%で、県内1位でございます。

この前ニュースの中でも流れておりました。12月3日時点ですね、国全体であればですね、40%に達したということでもあります。

マイナンバーカードをつくるに当たってもですね、証明写真機からでも申請ができるというところになっております。

こういう形ですね、やはり、デジタル化のための重要なアイテムの一つであるということはあるかというふうに思います。

ここ数年のですね、コロナ禍によってですね、私たちの生活は、オンラインでの会話や買物でキャッシュレス決済を使うなど、デジタル技術を活用する機会が増えております。

新しい生活様式、感染拡大防止の施策としてのキャッシュレス決済を、前に進めていただきたいということを要望いたしまして、私の再質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

私は、情報格差解消の取組について、再質問させていただきます。

先ほど町長からの答弁の中で、ICT化が一層進んでいく社会にあって、本町も、行政サービス、そのほか災害情報の分野においても、一層このデジタル化を進めていくとの答弁が、概略ございました。

また、その答弁の中でも、本町でも今後、デジタル情報格差解消に向けて、身近な場所での高齢者向けのスマートフォン講座などを検討していくとの答弁がございましたが、何か具体的な内容や想定しているものはございますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まだ具体的な内容や時期というものは未定というふうにしておりますけれども、デジタル活用の専門知識のある民間事業者、例えば通信事業者等になりますけれども、そういった民間事業者の方と連携をいたしまして、公共施設はもちろんなんですけれども、各自治会の公民館ですとか、そういう身近な場所を活用させていただきまして、実施ができればなというふうに今、考えております。

また、内容といたしましては、講座用のスマートフォンの実機、本当にスマートフォンですね、そちらを準備をいたしまして、まずは、機器を実際に手に取ってもらって、操作をしたりするようなそういった形の講座、高齢者向けの体験教室みたいなものを今、考えているところでございます。

またそのほかにも、効果的な利用方法でありますとか、またどうしてもインターネット等につながりますので、そういったことの危険性も含めた利用相談などもですね、実施ができればというふうに思っております。

今後、ちょっと具体的にまた検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

12 番（松野俊子）

公明党は、このデジタル化社会に向けて、誰一人取り残さないデジタル化を一貫して主張してまいりました。

そこで、支え手となるデジタル活用支援員の充実を政府に要望するなど、スマホ講習会の事業強化を推進してまいっているところでございます。

具体的な時期や内容については、本町では未定ということではございますが、ここで少し、先進の市町村の事例を少し紹介させていただきたいと思っております。

2例ほど紹介させていただきたいのですが、大阪府の豊能町の、ちょっとこれは記事なんではございますが、大阪府豊能町は、このほど、デジタルディバイド、情報格差の解消を目指して、「初めてでも安心、シニアのスマホ教室」と銘打った高齢者向けのスマートフォン教室を開催しましたと。で、今回の事業は、携帯ショップの店員を講師に招いて、10月に3回無料で実施しましたと。予算は、もちろん総務省のデジタル活用支援推進事業。それと大阪府のスマートシティ戦略推進事業を活用いたしましたと。で、スマホを持っているけれども使える機能を活用し切れずに悩んでいる町民ら、計30人が参加したとのことで、参加者からは、ショップで、お店で聞こうとすると、長時間待たされることがあると。気軽に質問できてありがたい、などと好評を博したという記事が載っておりました。

また、もう一つですね、これは、愛知県の東浦町という町で、ここはケーブルテレビの事業者と、町とが一緒になって行ったスマホ教室の様子が載っておりました。で、やはり、参加者からは、70歳の男性の方の声として、ネット検索、電話、LINEはできるが、アプリのインストールはできなかった。受講してやっとわかったなどなどですね。私も67歳で、このアプリとかインストールとかいう言葉が出てきた段階でちょっと、「うっ」という感じになるんですけども、そういったことを聞くことができ非常に好評であったと、そういうような記事が載っております。

近隣の町でもですね、岡垣町が11月に3日間、このスマホ体験講座を実施しております。で、聞くところによると、参加者は114名であったと、そういうふうに聞いております。

本町としてもですね、ぜひ前向きに実施していただきたいのですが、ここで少し質問させていただきます。

具体的な時期や内容については、未定で、検討していますということではございますが、スマホ講座の内容としては、どんな内容を中心に、先ほど少しお話はありましたが、一口にスマホの扱い方といっても、もう物すごい膨大な、その背景には、機能を持っておりますので、まず、本町がイメージしてます、想定してます、講座のレベルとか内容というのは、どのようなものを想定しておられるか、お聞きしたいと思います。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今考えておりますのは、まず、高齢者の方に、スマートフォンそのもの自体ににまず親しんでもらうということが一番に重点に置いた内容のものを考えていきたいというふうに思っております。

スマートフォンを使うことによって何ができるようになるのか、何がどう便利になるのかということ、まずその特徴というものを知っていただきまして、それから、自分がされたいこと、したいことを学んでいただければというふうに考えております。

具体的には、基本操作でありますとか、マップや、それから動画の閲覧、カメラ、写真撮影、そういったものの操作のほかにも、ホームページの閲覧等によりまして、自分が欲しい情報を、ピンポイントで自分から取りに行くっていうですね、そういった方法でありますとか、防災情報をはじめ、自分の欲しい情報を収集いたしまして、その中でですね、オンラインでの行政の手続きでありますとか、先ほどからありますスマートフォン決済の活用とか、そういった部分につきましても、わかりやすく実施をできていければなというふうに思っております。

あくまでスマートフォンへ親しむためのきっかけづくりというものに、まずは重点を置いて開催できればと思います。

また同時に、今、いろんな詐欺等もありますので、そういったことの危険性についても、御理解をいただければというふうに考えております。

以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

はい、ありがとうございます。

幾つかポイントとなる点を課長のほうから述べていただきました。まずはスマホに親しんでいただくことが大事であると、で、その上で、何が便利なのかを知っていただいた上で、御本人がしたいことを学んでいくと。またインターネットの危険性というのもそのときに学んでいただきたい等々、そういう答弁でした。

で、これもまた参考までになんですが、中央大学の安念潤司教授という、総務省のアドバイザーになっている、冒頭の質問でも引用した教授のお話ですが、教授は、「スマホ教室開催に当たっては、参加者一人一人の疑問に答えていく、一對一の形式が最も望ましい。教える側には、単にスマホの知識だけではなく、デジタル機器に不慣れな高齢者の心理に寄り添うようなサポートが求められる。スマホという最先端の技術も、使うのは人であり、使い方は人でなければ教えられない。」とアドバイスされております。

実施に当たっては、いろんな自治体の先進の事例や、専門家の意見なんかを参考にして、民間の事業者の方たちと協力して、本町のシルバー世代向けのスマホ教室に取り組んでいただきたいと考えております。

最後の質問となりますが、高齢者のスマートフォン活用については、様々な可能性があると考えられます。特に、コロナ禍の状況などでは、人との接触が制限されたり、また精神的な負担が増えているとも思われます。そのようなことについての、このデジタル活用について、何か高齢者に向けての活用についての考えがございましたら、お聞かせください。

議長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

先ほども述べましたとおり、まずは高齢者の方へスマートフォンへの親近感というものを高めていきたいというふうに考えております。

今後につきましては、今、御質問にもありましたように、コロナの影響等もありまして、今後、デジタル化の急速な進展というものも想定されますので、高齢者の方の、社会からの孤立化を防ぐためのツールとしても、活用していただければというふうに考えております。

例えばですけれども、高齢者の在宅での見守りでありますとか、オンライン相談、オンライン診療など、高齢者の皆様ともつながっておられます医療や介護といった福祉関係の様々なサービス提供事業者などにつきましても、機会があれば、基盤整備等につきまして、働きかけなども行っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（白石雄二）

松野議員。

12番（松野俊子）

ありがとうございます。

今後ですね、高齢者支援においても、見守り、——先ほど福祉課のほうからのいろいろな高齢者支援についてのお話がありましたようにですね、福祉課の高齢者支援係、また健康課なんかとも、オンラインで、——先ではですね。オンラインで、端末を持っている、スマホを持っているその高齢者の方と直接つながって、健康状態とか、いろんなことも、災害情報とか、もろもろ、つながることもできると思います。

もちろんその基盤整備が進んでいかなければいけないことではありますが、これは大きな大きな可能性を秘めていると思いますので、今現在60代70代、また80代も、興味の持っているらっしゃる高齢者の方、60代もいずれは80代になるということで、デジタル端末のスマホをさせることで、明るい安心した、安心安全の町ということで、頑張っていたきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

これで公明党の一般質問を終了いたします。

議長（白石雄二）

以上で、1番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2 番、さつき会。入江議員。

10 番（入江 弘）

さつき会を代表いたしまして、10 番、入江弘、一般質問をさせていただきます。

美浦町政 3 期目 4 年間の政策について

3 月議会において町長選挙出馬の意向を一般質問させていただき、美浦町長の「住みよき水巻」の実現へ向けた熱い思いをお伺いいたしました。そこで美浦町政の 2 期 8 年間で、子育てしやすい教育・子育て環境、生活しやすい住環境といったハード整備、また、健康入浴施設の誘致による健康福祉の充実といったソフト事業、また、地方創生のための様々な戦略の展開にも取り組んでこられたとお伺いいたしました。

以上を踏まえ、お尋ねいたします。3 期目の当選となった今、この 3 期目 4 年間に於いて、特に重要視されている取組、重点施策として継続していく施策についてお聞かせください。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

美浦町長の 3 期目 4 年間の政策について、の御質問にお答えします。

3 期目の当選となった今、この 3 期目 4 年間に於いて特に重要視されている取組、重点施策として継続していく施策について、のお尋ねですが、まず、この度、町民の皆様をはじめ、関係者各位各方面の温かい御支援と御厚情を受け賜わり、引き続き 3 期目の町政運営の重責を担わせていただくこととなりました。「住みよき水巻」の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御協力をお願いいたします。

さて、コロナを機に、地方自治体を取り巻く環境は再び急速なスピードで大きく変化しています。この変化に的確に対応し、本町への移住も含めた新たな人の流れの強化による地方創生を更に推進することで「住みよき水巻」を実現していきたいと考えております。そのための公約として、今回私は「安心・安全」、「教育・子育て」、「健康・福祉」の 3 つの重点政策分野を設定し、取り組む施策を挙げさせていただきました。

まず、「安全・安心」のための取組につきましては、喫緊の課題である、新型コロナウイルスの 3 回目の接種でございます。3 回目の接種についても、これまでと同様に、安全・円滑にワクチン接種を進めてまいります。詳細が確定しましたら、順次皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、防災・減災の取組につきましては、遠賀川の洪水危険度を確認できるように、国道 3 号北側の河川敷に国土交通省遠賀川河川事務所と共同でサインを設置しました。これは、遠賀川増水時の避難行動の目安となるよう、水位を示した目安線になります。今後、町のホームペ

ーじからこの目安線の映像を見ることができる監視カメラの設置を進めてまいります。

また、年明け1月には、本町と「広域避難」の協定を結んでおります八幡西区でございます福原学園において、北九州市と協力して避難訓練を行うことにしています。

2点目の「教育・子育て」の取組につきましては、まず令和4年4月から、子ども医療費の無償化の対象者を現在の中学校3年生から18歳までに拡充いたします。

また、待機児童問題につきましても、保育の受け皿の確保を行うため、様々な支援を講じ、着実に解消に努めてまいります。

小・中学校の教育環境の整備につきましては、教職員並びにPTAの皆様方の要望を聴きながら、学校施設の長寿命化を図り、効率的かつ効果的な学校施設整備を進めるとともに、小宮教育長並びに教育委員会と十分に連携し、学校現場でのソフト面の取組も着実に行ってまいります。

これらの教育・子育ての施策につきまして、幼少期からの施策を切れ目なく展開することで、本町の未来を担う子供たちのための充実した環境を実現したいと考えています。

3点目の柱になります「健康・福祉」の取組につきましては、頃末南の町有地に誘致を行いました、健康入浴施設を活用した事業を実施してまいります。実施内容につきましては、一部の事業を、令和3年度一般会計補正予算第5号に計上し、本議会に提案、御審議いただいているところでございますが、町内在住の65歳以上の方を対象に、健康増進・介護予防のため、気軽に入浴を楽しんでいただけるよう、平日において安価な料金で入浴いただくための健康増進施設利用サービス事業などを新たに展開したいと考えています。

これらの取組を行いながら「住みよき水巻」の実現に向けて、継続事業ではございますが、JR水巻駅南口の都市再生整備事業については、令和4年度の事業完了に向け、力強く進めてまいります。また、吉田団地1棟から36棟の入居者を対象とした住替事業については、引き続き皆様の御理解と御協力をいただきながら事業を推進し、JR東水巻駅を中心とした周辺地区について、今後どうあるべきか、皆様方と協議を行ってまいりたいと考えています。

そして、公共交通等につきましては、抜本的な見直しを行うことで、高齢者の方々の移動手段を確保するとともに、若い世代の方々にも利便性を感じていただけるような交通体系の検討、施策の展開を行ってまいります。

以上、申し上げました3期目の公約につきましては、これまで以上に皆様と対話を重ね進めていくことで、全て実現可能であると考えています。しかし、コロナ禍でデジタル化が急速に進むなどといった、社会の変化の兆しも表れてきております。そのため、公約実現のための各種施策については、このような新しい変化も必要に応じて取り入れることで、施策の精度を高めながら展開していく必要があるものと考えております。

また、感染の拡大が想定より長く続いたことから、経済成長率の見通しについて下方修正が相次いでいるため、本町の財政状況をしっかりと注視しながら、計画的に実施していくことが重要であるとも考えています。

最後に、冒頭にも申しましたが、これから3回目の新型コロナワクチン接種の実施のほか、閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などといった国の補正予算への対応についても、まさに待つ

たなしの状況でございます。まずは、これら喫緊の課題について、これまで同様にスピード感を持って対応し、皆様の多様な声を真摯に受け止め、責任感をもって形にし、「住みよき水巻」の実現のための取組にも相乗的に波及させていくことが重要だと考えています。これには、議会と執行部が一体となって進めていく事が不可欠でございますので、議員の皆様方の御協力をお願い申し上げます。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。入江議員。

10 番（入江 弘）

美浦町長、3 期目 4 年間の重点施策等の答弁がありました。しっかりと現状の状況、未来を見据え、町政のリーダーシップをとる人物として、明確なビジョンを持ち、この 3 期目 4 年間、様々な施策に取り組んでいかれるということをお伺いいたしました。

さつき会といたしましても、美浦町長の答弁にありましたように、執行部と一体となり、「住みよき水巻」の実現に向け、邁進していきたいと考えております。

以上でさつき会、10 番、入江弘、一般質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、2 番、さつき会の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 37 分 休憩

午後 00 時 58 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。3 番、水清会。大貝議員。

4 番（大貝信昭）

4 番、大貝信昭です。水清会を代表し、一般質問を行います。

初めに、飼い主のいない犬・猫について。

水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例（平成 23 年 3 月 30 日条例第 2 号）の第 1 条によると、「町内における飼い犬・猫のふん及び尿の処理等について、飼い主のマナーの向上及びふん害等の防止に関する意識の高揚を図り、住民の良好な生活環境の維持、環境美化の促進に寄与することを目的とする」とあります。

第 4 条及び第 5 条では、犬・猫の飼い主の責務について具体的に規定しています。また、第 6 条では、飼い犬・猫のふん害等に係る住民の権利を規定しています。

犬・猫を飼うルールとマナーを宗像・遠賀保健福祉環境事務所や水巻町産業環境課がチラシ

等を作成し、啓発に取り組んでいますが、地域では飼い主のいない犬や猫のトラブルが発生しています。

飼い主のいない犬・猫に対し、「お腹が空いてかわいそうだから」などの理由で餌を与えている方がおられます。その犬・猫がふん尿を周りにまき散らすため、地域の方からクレームが出ています。

飼い主であれば飼い犬・猫のふん害等の防止に関する責務を果たしていただければ問題ありませんが、飼い主のいない犬・猫に餌を与えている方は、ふん害に関する対策を講じないことが多いのが現状です。

また、西日本新聞令和3年11月19日では「猫とともに生きる」と題して、次のような事業について掲載されていました。

公益財団法人「どうぶつ基金」(兵庫県)は、野良猫に避妊去勢手術を施して地域に戻す事業を福岡県筑後市ほか宮崎市と大阪市で今春より1年間実施しています。

全国で殺処分される猫は毎年数万匹に上り、その6割を子猫が占めています。この不幸を止めるため、県内外の保護団体が捕獲した猫を会場に運び、手術後に自治体職員などに引き渡され、捕獲された場所に返されます。その後は、「地域猫」として1代限りの生を全うすることです。

「どうぶつ基金」の理事は「施術すれば殺処分はもちろん野良猫そのものが減っていき、鳴き声もふんも減る。彼らを地域に愛される存在にしたい」と話されています。

そこで御質問いたします。

- (1) 町が把握している町内での犬・猫のトラブルの年間発生件数はどのくらいですか。
- (2) 飼い主のいない犬・猫によるふん害等については宗像・遠賀保健福祉環境事務所や水巻町に連絡すれば対応いただけますか。
- (3) 飼い主のいない猫がふん尿を周りにまき散らすため、近所の方からクレームが出ています。餌を与えている方への対応も含め、どのように問題解決をお考えですか。
- (4) 町条例の啓発を含め、犬・猫の正しい飼い方の啓発をする必要がありますが、どのような取組をお考えですか。
- (5) 「どうぶつ基金」などと連携して、飼い主のいない猫の避妊去勢手術などの事業を実施してはいかがでしょうか。

続きまして、水巻町の町長選挙・衆議院議員総選挙について。

10月31日水巻町町長選挙と衆議院議員総選挙とが同日投開票の選挙が行われました。水巻町での町長選挙や衆議院議員総選挙での投票率は、前回に比べてどのようでしたか。また、今回の年代別投票率はどのようでしたか。特に、未来を切り開く10代(18、19歳)・20代の投票率はどのようでしたか。

また、西日本新聞の10月30日での「10代よ投票へ」では、今回は新型コロナ禍で啓発に制約があるが、これまで各選挙管理委員会は投票率アップのため、小中高校へ出前授業に力を入れた。選挙の仕組みを講義するほか、架空の政党や候補者の公約をつくって投票させる模擬選挙などやってきた。各地の選管は投票の関心を高めようと工夫を凝らしたとあります。

水巻町の選挙管理委員会は投票率アップのため、どのようなことに取り組みましたか。

次に、子供のいじめ・不登校・自殺について。

「文部科学省の問題行動・不登校調査によると、2020年度に小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は19万人を超え、前年度より約1万5000人増えて過去最多だった。不登校は近年、増加傾向にあるとはいえ、文科省はコロナ対策の一斉休校などによる生活リズムの乱れが要因との見方を示している。痛ましいことに、小中高から報告があった自殺者も415人と最多だった。前年度比で約100人も増加は尋常ではない。

新型コロナウイルス感染症の拡大から2年になろうとしている。強い閉塞感が社会を覆う。学校でも級友と距離を取る。「黙食」では給食も楽しめまい。窮屈な生活や我慢の連続は、子供の成長に暗い影を落としているのではないか。一方、いじめの認知件数は減少した。対面での交流機会が減り、いじめが減ったという見方がある。ただ休校やオンライン授業でいじめの発見が難しくなり、被害が潜在化している懸念もある。感染やワクチン接種の有無などもいじめのきっかけになりかねない。注意が必要だ。教職員が日頃から、児童生徒に丁寧に向き合い、行動変容の兆候を早期に把握することが大切になる。国や教育委員会はスクールカウンセラーなどの配置や派遣の拡充を急ぐべきだ。フリースクールなど校外の「学び」にも積極的に認めてほしい。

「SOSの出し方教育」にも力を入れたい。今回の調査では、感染回避を理由に30日以上登校しなかった小中高生が3万人いたことも分かった。

ワクチン接種者の増加とともに、社会は感染予防と日常生活を両立する方向へ転換していくだろう。子供たちの暮らしもまた変化し、新たなストレスが生じがちだ。過去の大きな災害では、子供のストレスは一定の時間を経てから噴出した。教職員や保護者など周辺にいる大人が子供の小さな変化を見逃さず、成長を支えたい。」

以上、西日本新聞令和3年11月8日の社説を一部引用しました。

次の通りお尋ねします。

- (1) 子供の「SOSの出し方教育」や「心の教育」にどのように取り組んでいますか。
- (2) ワクチン接種の有無なども、子供のいじめのきっかけになりかねないと思われませんが、どのような対策をお考えですか。
- (3) 町も「誰も自殺に追い込まれることのない水巻をめざして」という、いのち支える自殺対策計画を作成しています。自殺や不登校につながるいじめの芽を摘むため、どのような取組を実施していますか。
- (4) 3月は自殺対策強化月間、9月は自殺予防週間です。子供の自殺を防止するため、これらの期間に特別に取り組んでいることはありますか。
- (5) 子供のSOSを受信するアンテナを張って、「どうしたと？」と話を聞けるゲートキーパーを育成することが重要です。どのような取組を行っていますか。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

飼い主のいない犬・猫について、の御質問にお答えします。

はじめに、犬と猫では、その性質の違いから、適用される法令や、規定されている内容が異なるため、その違いについて、御説明いたします。

まず、犬については、人がかまれることにより狂犬病を発症するおそれがあるため、「狂犬病予防法」が適用されます。この法律は、「狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅すること」を目的としており、鑑札と狂犬病の予防注射済票がつけられていない犬を発見したときは、狂犬病予防の観点から、都道府県が、その犬を抑留しなければならないとされています。

また、「福岡県動物の愛護及び管理に関する条例」及び「水巻町飼犬条例」では、飼い主に係留義務を課しており、この「係留」とは「人に危害を与え、かつ、逃げるおそれがないように柵、おり、その他の囲いの中で動物を飼養し、又は、鎖等で固定的な物につないでおくこと」と規定されています。

町内において、係留されていない犬が発見された場合は、これらの法令に基づき、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の職員が、直ちに犬を捕獲、抑留することになっております。以前は、野良犬を町で見かけることがよくありましたが、現在は、係留されていない犬が発見された場合は、直ちに捕獲されることから、飼い主のいない犬によるふん害等のトラブルは発生しないものと認識しております。

一方、猫については、狂犬病予防法の適用もなく、係留義務もないことから、飼い主による室内飼養の徹底がなされず、屋外で放し飼いにしたり、また、野良猫への身勝手な餌やり行為が行われやすい状況となっています。猫は、生後約4か月で出産が可能になり、1年の間に、2回から4回程度出産し、1回の出産毎に4匹から8匹の子猫を産むなど、繁殖力がとても強い動物であるため、その地域で、繁殖が進み、結果、ふん尿や、鳴き声に悩まされることとなり、地域のトラブルに発展しているのが現状です。

そこで、まず1点目の、町が把握している犬・猫のトラブルの年間発生件数について、のお尋ねですが、過去2年間の相談件数を申し上げますと、まず犬に関するものは、令和元年度は2件、令和2年度は1件で、その内容は、犬が原因となる悪臭、ふん尿被害、犬を係留していないというものです。

次に、猫に関する相談件数ですが、令和元年度は6件、令和2年度は5件で、その内容は、飼い主のいない猫に対する餌やり行為、ふん尿被害、野良猫の出産、飼い猫の放し飼によるふん尿被害等で、犬に比べて、猫のトラブルが多い状況です。

次に、2点目の、飼い主のいない犬・猫によるふん害等の対応と、3点目の、飼い主のいない猫のふん尿被害と餌を与えている方への対応について、の2つのお尋ねは、関連がございますので、併せてお答えいたします。

本町の「水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例」、県の「福岡県動物の愛護及び管理に関する条例」で、それぞれ飼い主の適正飼養について定められています。町に御相談いただければ、ふん害が発生している原因を調査し、飼い主や餌やりを行っている方が特定できれば、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、適正飼養や身勝手な餌やり行為への指導を行っ

てまいります。

また、ふん害のみならず、鳴き声や悪臭、体毛等により生活環境に影響を及ぼしている場合も、御相談いただければ、原因等の調査を行うとともに、必要に応じて飼い主への指導を行います。

また、被害を受けている方の住宅を確認し、猫が住み着きやすい環境を改善するために、フェンスにテグス糸を張る、使用していない植木鉢等は撤去する、などのアドバイスを行うことや、超音波を発生させることで猫を遠ざける「猫よけ器」を無償で貸し出す取組も並行して行っているところです。

次に4点目の、犬・猫の正しい飼い方の啓発について、の御質問ですが、犬に関しては、毎年5月に実施している狂犬病予防集団注射の案内はがきに、ふん尿のマナーや係留について表記しており、犬の登録、注射済票の交付時に窓口へ来られる方へは、直接、正しい飼い方が記載されたチラシを配布しています。

また、道路等にふんを放置する飼い主に対しては、飼い主が特定できず、個別指導が難しいため、お困りの相談者の方に啓発看板を交付し、設置していただくことで対応しています。

次に、猫に関しては、苦情に基づく個別指導が一番有効な啓発方法となりますが、餌を与えている方が、納得せず、餌やりを止めないなど、すぐに改善しないこともあります。その場合は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所職員と複数回訪問し、経過観察を行いながら対応しているところです。

また、希望される方には、飼い主のいない猫への餌やりを注意する看板も無料で配布しています。

犬・猫に共通する取組としても、広報紙やホームページに飼い方やマナーに関する記事を掲載しており、県の取組では、福岡県動物愛護センターにおいて、年4回、猫の飼い方相談を実施し、また、犬のしつけ方教室も毎月行われています。

そのほか、近隣市町の職員による「動物愛護担当者会議」も定期的で開催されており、各市町で情報共有を行うとともに、効果のある取組を常に研究しているところです。

最後に5点目の、「どうぶつ基金」と連携した飼い主のいない猫への避妊去勢手術について、のお尋ねですが、「どうぶつ基金」は、飼い主のいない猫が原因となる生活環境被害の軽減と、保健所への引き取り数を減少させることで、殺処分ゼロの早期実現を目指すことを目的に「さくらねこ無料不妊手術事業」を行っている公益財団法人です。

実際の取組では、個人、団体、行政からの申請に基づき、協力病院で使用できる無料手術チケットの配布、飼い主のいない猫の捕獲、不妊去勢手術を施し、その印として、耳先を桜の花びらのようにV字カットし、元の場所に戻すという活動です。この活動は「捕獲」、「手術」、「戻す」を英訳し、その頭文字を取って「TNR」と呼ばれています。

「どうぶつ基金」では、平成17年からこの取組を行っていますが、実際に、協力病院で手術できる件数には限りがあるため、新たな取組として、「どうぶつ基金」自らが事務所等の施設を借り上げ、病院を開設し、地域を限定してTNRを集中的に行う「TNR地域集中プロジェクト」を開始し、令和3年4月から福岡県筑後市、大阪府、宮崎県の3か所で実施されています。当初は、1年間のみの実施予定でしたが、令和4年度も継続が決定しています。

そこで、この「TNR地域集中プロジェクト」と連携し、避妊・去勢手術などの事業を行ってはどうかとのことですが、この「TNR地域集中プロジェクト」に行政枠として参加するには条件があります。

まず、動物保護団体等による猫の個体把握、地域住民との懇談会の開催、活動計画の作成、決まった時間にのみ、食べきれぬ量の餌を与える、トイレを設置し掃除する、猫が遺棄されないよう捨て猫防止看板を設置し定期的に巡回する、活動内容を報告する、新たな飼い主探しを行う、などの「地域猫活動」が実施されていることが必要不可欠となります。

現在、本町では、このような活動を既に行っている、または、活動を計画している動物保護団体等は、把握しておらず、御相談も受けておりません。

そのため、今回の「TNR地域集中プロジェクト」の参加は難しいと考えていますが、本町としましては、今後も「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨にのっとり、動物と、動物が好きな人、嫌いな人が共存できる町になるよう、引き続き動物の適正飼養について必要な指導や啓発を行ってまいります。

また、今後、地域猫活動を行おうとする動物保護団体等から御相談があった場合には、自治会や宗像・遠賀保健福祉環境事務所、県獣医師会などと連携し、地域の実情に沿った形で、個別に対応してまいります。

次に、水巻町の町長選挙・衆議院議員総選挙について、の御質問にお答えします。

まず1点目の、投票率について、のお尋ねですが、前回、平成29年の町長選挙は無投票でしたので、その前、平成25年の町長選挙の投票率は44.85%、今回は51.5%で、6.65ポイントの上昇となりました。

衆議院議員総選挙は、前回、平成29年は52.28%、今回は52.99%で、0.71ポイントの上昇となっています。

次に2点目の、10代から20代の投票率について、のお尋ねですが、町長選挙については、18歳が33.49%、19歳が26.5%、20代前半が25.56%、20代後半が27.17%でした。

また、衆議院議員総選挙については、18歳が33.8%、19歳が27.43%、20代前半が26.33%、20代後半が25.98%でした。

最後に3点目の、投票率アップのための取組について、のお尋ねは、投票率アップのための若年層への取組のことと理解して、お答えします。

投票率向上には、子供の頃から政治を身近に感じ、政治への関心を高めることが重要だと認識していますが、小中学校での講話や模擬投票などは、このコロナ禍で実施することが難しい状況です。今後、どのように推進していくか、検討しているところですが、新型コロナウイルス感染症の収束後には、学校での出前講座や、議員の皆様と小中学生が触れ合う機会作りなど、学校との連携ができればと考えております。

今年度は、このコロナ禍でできることとして、本町の公式ツイッターでの情報発信や、18歳になった有権者への選挙権取得の通知はがきの送付などの取組を始めました。

また、若年層の選挙人に、選挙事務や投票立会人へ従事してもらおう取組も、引き続き進めているところです。

本町の投票率は必ずしも高いものではないと認識していますが、今後も、他の自治体の取組

などを参考に、町全体の投票率の向上に努めてまいります。

最後の、子供のいじめ・不登校・自殺について、の御質問は、教育長に答弁していただきます。

議 長（白石雄二）

教育長、答弁。

教育長（小宮順一）

子供のいじめ・不登校・自殺について、の御質問にお答えします。

ここ最近、新型コロナウイルスの感染者数は、全国的に減少しておりますが、感染は一旦収束しても、再度感染者が増加する事態も想定されます。そのため、本町におきましては、学びと感染症対策のバランスをとりつつ、柔軟に対応し、感染症対策を講じながら教育活動を継続しています。

そこで、1点目の、子供の「SOSの出し方教育」や「心の教育」への取組について、のお尋ねですが、子供たちは、新型コロナウイルス感染症の流行による感染症対策のため、日常生活において数々の制約を強いられ、大きなストレスが生じています。以前にも増して、多くの悩みや不安を抱えていると思われるため、教員をはじめ周りの大人が、子供たちの心に寄り添い、負担を軽減することが必要とされています。

学校においては、まずは、児童生徒に、「つらいときや苦しいときは、周りに助けを求めてよい。」ということをしかりと理解させるよう指導しています。また、小中学校の保健の授業においては、命の尊さや、悩んだ時の対処方法など、心の健康や自殺予防教育の要素を取り入れながら指導を行っています。

なお、令和4年度には、中学生を対象にした「SOSの出し方教育」を計画しています。

困難やストレスに直面した児童生徒が、問題を1人で抱え込まずに信頼できる大人に助けを求めることができるよう、将来的な生きる支援に繋がる学習を行ってまいります。

次に2点目の、ワクチン接種の有無などをきっかけにした、いじめ対策について、のお尋ねですが、ワクチン接種は強制されるものではなく、本人や保護者の意思を尊重すべきものであるため、接種を受けていないことを理由に、いじめなどの差別的な扱いをすることは許されるものではありません。新たな差別や偏見を生み出さないよう、児童生徒には、医学的な理由などにより、ワクチンを接種することができない人や、接種を望まない人がいることを十分理解させ、児童生徒間でワクチン接種を強いることのないように指導しています。

また、教職員につきましても、児童生徒にワクチン接種の有無を公表させることなどが無いよう、ワクチン接種に関して、細やかな配慮を行っています。

次に3点目の、自殺や不登校につながるいじめの芽を摘むための取組について、のお尋ねですが、学校におきましては、全職員で日頃の児童生徒の動向を見守り、「いじめは絶対に許されない」という信念のもと、児童生徒の些細な言動にも気を配るよう注意しています。

中学校においては、いじめ・不登校対策委員会を設置して、心身の悩みを抱える生徒の実態を把握するために、週1回会議を開いて遅刻や欠席が目立つ生徒などの情報交換を行っており、

委員会の内容を全職員が共通理解しています。また、各校、毎月1回の「学校生活アンケート」と毎学期1回の「いじめに特化した無記名アンケート」「学校生活・環境多面調査」等を実施し、いじめの早期発見の取組を行い、児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間」を設定して、児童生徒の声を聴くようにしています。

近年、若者を中心に広まっているSNSにつきましても、使い方によっては、いじめや差別につながる危険性もありますので、SNSを利用する際のルールや危険性につきましても、教育を進めてまいります。

次に、4点目の、自殺対策強化月間や自殺予防週間の取組について、のお尋ねですが、全国で新学期が始まる9月に自殺者が増えるため、平成29年度から、若年層対策事業として、夏休みに入る前に「こころの相談窓口」が記載されたクリアファイルを町内の小中学生に説明の上、配布しています。令和4年度は、クリアファイルのほかに、小学生を対象に、相談窓口が記載された「自由ノート」を配布したいと考えています。

また、自殺対策強化月間、自殺予防週間には、懸垂幕やのぼり旗の設置、啓発物品の配布や、広報紙への掲載などにより、自殺予防に関する啓発を実施しています。

次に、5点目の、子供の話聞けるゲートキーパーを育成するための取組について、のお尋ねですが、思春期になると、子供は悩みを抱えても相談することが非常に少なくなります。そのため、悩んでいる児童生徒の変化に気づき、声をかけ、話を聞き、つなぎ、見守るというゲートキーパーの役割が、教職員にも求められています。

ゲートキーパーの確保は、自殺対策計画において重要施策として位置づけられており、これまでに、町職員、民生・児童委員や福祉関係者等に対して研修を行っています。また、今年8月、小中学校の夏休み期間中に、教職員を対象として、児童・生徒の出したSOSを適切に受け止める資質の向上を目的に、「児童・生徒のSOSの受け止め方」の研修を実施しました。講師は北九州市でスクールカウンセラーとして勤めているシャルマ直美先生で、「子供の『ありのまま』を『そのまま』を受け止める」には、子供がSOSを出しやすい環境づくり、子供と教師の間で何でも話せる関係づくりが大切だということを学び、研修終了後のアンケートでは、「今後活用できる。」との回答を多く得ることができました。

今後も、自殺に関する正しい知識の普及と適切な対応や連携が図れるよう、地域のゲートキーパーの人数の増加と質の向上に取り組んでいきたいと考えています。

新型コロナウイルスの感染拡大から2年がたとうとする現在において、子供のいじめや不登校、自殺の増加は、非常に深刻な問題です。子供だけではなく、大人たちも強いストレスと不安を抱えているため、子供の悩みや変化に気づくことが難しい状況です。

そのような中で、子供たちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを目指し、学校、家庭、地域が連携・協働し、児童生徒が抱える不安やストレスに寄り添いながら、いじめ・不登校・自殺対策への取組の充実を図っていきたいと考えております。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。津田議員。

3 番（津田敏文）

それでは、再質問をさせていただきます。

飼い主のいない犬猫について、係留をされていない犬は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所が捕獲するということですが、その犬はその後どうなりますか。お尋ねします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

津田議員の再質問にお答えいたします。

犬を捕獲した宗像・遠賀保健福祉環境事務所では、鑑札の番号や、マイクロチップなどにより、所有者が判明した場合については、引取りの御連絡を入れております。

所有者が分からない場合につきましては、犬を捕獲した市町村に、その犬の特徴などを記載した通知を行いまして、それを受けた市町村は、公示を行うということになります。

本町で通知を受けた場合につきましては、住民の方から、犬がいなくなったとの御相談を受けていないかというのを確認をしまして、該当がある場合については、その飼い主の方に御連絡を差し上げております。

また、併せて、捕獲されている犬と特徴が似ている犬を登録台帳で調べまして、その飼い主に、犬が行方不明になっていないかというのを、電話確認を行うというような対応も行っております。

それでも所有者が分からない場合につきましては、宗像・遠賀保健福祉環境事務所で6日間保護され、その後、久留米市の動物管理センターに受け渡され、さらにその後、古賀市にございます、福岡県動物愛護センターに集められるということになります。その中で、譲渡会などを通じて、譲り受けたいとの意向があった場合については、条件の合う方に譲渡をされるということになります。

また、この譲渡につきましては、動物愛護センターからそれぞれの動物愛護団体のほうにも、併せて行われているようでございます。

なお、最後までですね、所有者が分からず、譲渡がかなわなかったときには、やむなく致死処分ということになると聞いております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

飼い主のいない猫に餌を与えている人への罰則などはありますか。どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えいたします。

本町の条例では罰則規定はございませんけれども、動物愛護法の中で、餌やりが原因で、周辺の生活環境が著しく損なわれているという状況が頻繁に見受けられる場合については、都道府県で指導を行い、それに従わない場合は、勧告。また、その勧告に従わない場合は、命令ができるようになっておまして、その命令も聞かない場合には、50万円以下の罰金という法律上の規定がございます。

そこで県に、この罰則規定を具体的に適用することがあるのか、確認をいたしましたが、県のほうとしましては、現在までそのような事例がないということで、県としましては、すぐにですね、このような、強権的な対応はとらず、まずは今までと同様に、餌やりを行っている人には、適切な指導を行っていくと。また、改善が難しい場合にも、根気強く、解決の糸口を探していくということで、引き続き町と連携しながら、対応していきたいということでございました。

なお、罰則規定の具体的な適用方法については、県としても、今後検討していくという回答を合わせていただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3番（津田敏文）

猫よけ器を無償で貸し出す取組を行っているとのことですが、現在までの貸出し件数とその効果を教えてください。

また、超音波を発生する猫よけ器を後日見せてください。お願いいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えいたします。

猫よけ器の貸出し件数でございますが、これは令和2年度から開始をいたしまして、令和2年度が19件、令和3年度が、11月末現在で40件の貸出しを行っております。

また、効果についてでございますが、令和3年度に貸出しを行った方のうち、26名に聞き取りを行いましたところ、効果がなかったと回答した方が3名、効果の有無がわからなかったと回答した方が3名、効果があったと回答した方が20名という結果でございました。また、効果

があったと回答した 20 名のうち、自分でも購入した方、また購入を検討すると回答した方は、7 名という結果でございました。

担当課といたしましては、一定の効果はあるのではないかとこのように考えておりますので、今後貸出しの御用命がございましたら町に御相談いただきたいということと、実際の物が環境係にございますので、もしよろしければ、お越しいただければお見せするということではないかと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

NHK が 12 月 4 日に放送がありましたので、一般質問の期限に間に合わなかったもので、再質問でお尋ねします。

自治体に引き取られる犬、猫は年間 8 万 5000 匹余りいます。令和 4 年 6 月 1 日から、改正動物愛護管理法を施行すると、環境省が発表しました。

ブリーダーやペットショップ等で販売されている犬猫について、マイクロチップの装着が義務づけられました。ブリーダーや、ペットショップ等で購入した犬や猫の飼い主になる際には、飼い主の情報に変更する登録が必要となります。

その際に、マイクロチップが装着されていない犬や猫を譲り受けた場合や、拾った犬や猫にマイクロチップを装着する努力義務が発生します。

町民が飼っている犬や猫にマイクロチップを装着することを知らない方が多いと思いますので、マイクロチップの装着の目的や費用などの説明を周知する必要がありますが、どのようにお考えですか。

また、情報登録手数料やマイクロチップ装着費などに助成をお考えですか、お伺いします。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

産業環境課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

議員の言われるとおり、令和 4 年 6 月から、犬猫のマイクロチップ装着の義務化が始まります。これは、犬や猫を繁殖させるブリーダーや、ペットショップなどにマイクロチップの装着を義務づけるというもので、実際に犬や猫を購入する際には、既にマイクロチップが装着されているということになります。

また、犬や猫を購入した飼い主の方は、マイクロチップの登録情報を自分の情報に変更する手続が必要となります。

なお、以前から犬や猫を飼われている場合や、個人間で譲り受ける場合には、議員の言われ

るとおり、マイクロチップの装着は必須ではありませんが、努力義務という形になっております。

御質問のマイクロチップ装着の目的や費用などの周知でございますが、町としましても、今後の手続の変更点などを、町民の皆さんに分かりやすく説明する必要があると考えておりますが、現状をです、少し申し上げますと、この制度につきましては、いまだ登録に関することや手数料など、不明な点がございまして、現在全国の都道府県や市町村が、国に対して様々な疑問点などを投げかけているといった状況でございます。

本町におきましても、近隣市町、また、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と情報交換を行いながら、準備を進めておりますが、国からの見解が固まりましたら、町民の皆さんに混乱を与えることのないよう、広報紙やホームページで周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、登録情報や、マイクロチップの費用の助成に関してでございますけれども、先ほども申し上げましたが、現在、国から示される見解を待っている状況でございますので、その内容が固まりましたら、必要な検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

続きまして、水巻町の町長選挙、衆議院総選挙についてお尋ねします。

令和3年6月の議会で、若年層の投票率向上の取組について質問がありました。町長と教育長は、丁寧にお答えされておりました。

新型コロナウイルス感染症が終息した次の学習の中に取り入れていただきたい。

町会議員に当選されたら、この本会議で質問や意見を言って、賛否をとって、可決否決され、町が動きます。

小中学校の児童生徒が学校の問題や、町への質問、意見も、子供たちで、本会議場を使って議会をやってみる。社会科で一番印象が残る学習ではないでしょうか。それが投票率向上の取組になるのではないのでしょうか。

議員、議会との調整が必要かと思いますが、質問をいたします。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

ただいまの御質問にお答えします。

投票率向上の取組として、本会議場を使った子供たちだけの議会の学習を取り入れてはということですが、過去、本町では、平成7年度から17年度まで、中学生議会を開催していた時

期がございました。参加した中学生が、町の事業に興味を持ったなど、成果はあったけれども、反面、学校との調整に時間を要するなどの事務的な課題があり、6回の開催で終了したとのことで、学校に過度な負担がかからないような工夫が必要なのではないかと思えます。

学校での学習につきましては、先生方が学習指導要領に基づき創意工夫をしながら、計画的に進められていると思いますので、その中で活用していただけるように、出前講座や模擬投票、議会の見学や、ただいま、先ほど議員から御提案のありました子供たちだけの議会の開催など、複数のメニューを用意して、学校と連携できればと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

前にされたっていうことですので、やはり、また、再開という形でやっていただければありがたいと思います。御検討のほうよろしくお願いたします。

続いて、子供のいじめ、不登校、自殺についてお尋ねします。

いじめに関して、早期発見、早期対応への工夫はどのように取り組んでいますか、お聞きいたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

津田議員の再質問にお答えをいたします。

学校での取組の工夫ということで、お答えをさせていただきたいと思えますけれども、答弁の中にもございますように、学校においては、早期発見、早期対応のため、子供たちに、月1回の頻度でアンケートを行って、悩み不安の把握に努めているところでございます。

子供たちは今、皆マスクをしております。これによりですね、表情も確認することが難しくなってきておりますので、その発見のため、子供たちの小さなサインを見落とさないように、教職員においては、今、早期発見のためのチェックリストというのを使って、活用して、行っております。これにはですね、学校生活の中で、子供たちを観察するためのポイントというのが示されておりまして、自分自身でですね、それを見ながら振り返って、あと感性を磨いていくというようなところで活用しております。

また、子供たちへの気づきってというようなところにつきましては、学校の教職員だけでなく、保護者や地域の方と一緒に子供たちを見守っていくというようなところで、朝夕の地域の方の見守りなどにおいても、子供たちの様子、異変など、そういったところを、挨拶や声かけを通してサインを察知できるように、また御家庭での様子、そういったことも含めて、地域社会全体で子供たちを支援していく取組に、現在力を入れているところでございます。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

複雑多様化する子供たちの問題へどのように対応するのか、お考えですか。御質問いたします。

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

再質問にお答えいたします。

複雑多様化する中での学校としての対応でございます。子供たちを取り巻く環境につきましては、子供たち同士の距離など、現在のコロナの感染症対策などもありまして、急速に変化をしております。

子供たちの抱える問題については、同じように複雑、多様化してきておりますので、学校の先生方だけでは、なかなか難しくなってきておりまして、今、専門性を持ったスタッフを、教育委員会のほうで配置をしております。臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラー、そして社会福祉士の資格を持ったスクールソーシャルワーカーなどを配置しましてですね、またほっとステーションと連携をしながら、子供たち、保護者への相談体制を充実させているところでございます。

また、水巻町立図書館の中に、その一室に、適応指導教室という学習部屋を設けております。様々な理由で学校へ通えていない子供たちが学習しているんですけれども、そういった学習機会を設けてるんですけれども、そちらにおいても、教員の資格を持っている指導員がおりますので、指導員により、教育相談や生活指導、その辺につきましても、きめ細やかな対応を行って、取組の充実を図っているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

津田議員。

3 番（津田敏文）

不登校の子供への学習機会をどのように設けているのか、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

課長。

学校教育課長（佐藤 治）

お答えいたします。

不登校につきましてはですね、いろんな考え方がございまして、「長い人生の中での休養」、また、「自分を見つめ直すための期間」といった積極的な意味を持つというような見方もございます。

不登校には一人一人様々な原因があると思われませんが、その原因の把握に努めまして、きめ細やかに支援をしていくことが必要であるというふうに考えております。

学校では、教職員が家庭訪問をして、学習プリントを配って学習状況を把握したり、先ほど申しました町立図書館の適応指導教室での学習を紹介したり進めたりですね、あと、また学校内で相談室や図書室などで学習を行えるようにする。そういった様々な機会を設けまして、学びに対する意欲というのが低下しないように、丁寧に、そういった学習機会を設けて対応を行っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、津田議員。

3 番（津田敏文）

やはり、水巻の子供というのはやはり、宝ですんで、やはりそれが、いじめに遭って不登校して、自殺と。この連鎖だけは何とか、一番最初のいじめで解決するようになれば、元気な子供を、学校で、笑顔を見せていただければ、ありがたいと思います。

以上、質問を終わります。

議 長（白石雄二）

いいですか。以上で3番、水清会の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後 01 時 54 分 散会